

指定介護予防支援事業者から指定居宅介護支援事業者への委託の取扱いについて (京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

1 検討趣旨

- 指定介護予防支援事業所における介護予防サービス計画の作成等については、介護保険法第115条の21第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができることとされている。
- 本市においては、平成18年4月の介護保険法改正に伴う地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の運営開始当初において、居宅介護支援から介護予防支援の移行に当たっての混乱をできるだけ避けるために本市独自の委託要件を設定した。
- 平成18年4月以降、一定期間が経過しており、介護予防支援事業の実施に当たり、様々な状況の変化から、本市独自の委託要件の取扱いについて見直しを図るものである。

2 対応案

(1) 対応案

本市独自の委託要件を撤廃する。

委託要件	現 行	変更案
指定居宅介護支援事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新予防給付ケアマネジメント従事者研修等を修了した介護支援専門員を配置。 ・指定介護予防支援事業所と同一又は隣接の区・支所管内に所在 	(削除)
要支援者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請による要支援（1・2）認定者のうち特別な場合 ・更新申請による要支援（1・2）認定者 	(削除)

(2) 上記判断の理由

- 平成18年4月の介護予防支援事業所の運営開始当初、居宅介護支援事業所から介護支援専門員（以下「ケアマネ」）が移り、居宅介護支援事業所のケアマネ不足が懸念された。そういった状況から、本市独自の委託要件を設定したが、その後、ケアマネ不足の解消も図られ、委託要件の必要性が無くなってきている。
- 介護予防支援の利用者においては、過去に要介護・要支援認定を受けた者が、再度新規申請を行い、新規・更新の申請区分の趣旨が薄れてきている。
また、引越し等により、過去に担当していた居宅介護支援事業所のケアマネとのつながりから、同一又は隣接の区・支所管内の居宅介護支援事業所に限定できない事例が増えてきている。

(3) 上記判断に伴う影響等

- 予防給付ケアマネジメント研修の実施等により、居宅介護支援事業所のケアマネ等の予防給付に対する理解が進んできており、また、介護予防支援事業所と居宅介護支援事業所のケアマネの連携等の取組を推進していることもあり、委託要件を撤廃しても影響は生じない。
- 委託要件に該当しない者・事業所について、例外規定に該当するかどうかを確認する事務の煩雑さから解消される。

(留意事項)【京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での協議について】

- 市町村は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために、地域包括支援センター運営協議会を設置することとされている。
- 本市では、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会を全市単位の地域包括支援センター運営協議会に位置付け、地域包括支援センターの設置等に関する承認事項等(※)、市内全ての地域包括支援センターに適用する運営方針等を協議することとしている。

※ 地域包括支援センターの設置等に関する承認事項等

「地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)」から抜粋

7 地域包括支援センター運営協議会

<略>

(3) 所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(a) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

<略>

③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施

④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

【参考】指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援の一部の委託の取扱いについて

＜京都市の取扱い＞

1 委託できる指定居宅介護支援事業者の要件

- 新予防給付ケアマネジメント従事者研修又は平成17年度以降に実施された介護支援専門員実務研修を終了した介護支援専門員を配置していること。
- 原則として地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内（他市町と隣接している場合は、当該市町管内を含む。）に所在していること。

例外

- ・ 住所地特例施設（ケアハウス、有料老人ホーム等）に入居している本市被保険者である要支援者、又は住民票の住所地は本市であるが、他市町村に居住している要支援者について、居住地の指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託する場合
- ・ 聴覚障害者である要支援者に対し適切な介護予防支援を行うため、手話のできる介護支援専門員を配置している、地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託する場合
- ・ 地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する医療機関に通院する精神疾患や難病の要支援者に対し、主治医との連携の下、円滑な介護予防支援を行うため、当該医療機関に併設されている指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託する場合
- ・ 同一世帯の要介護者が、地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けていて、要支援者に対しても、同一の指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施することが適当であると認められる場合

2 委託できる要支援者の範囲

- 更新申請により要支援1・2と認定された者
- 新規申請により要支援1・2と認定された者のうち、
 - ・ 住所地特例施設に入居している本市被保険者である要支援者、又は住民票の住所地は本市であるが、他市町村に居住している要支援者について、居住地の指定居宅介護支援事業者に委託する場合
 - ・ 聴覚障害者である要支援者に対し適切な介護予防支援を行うため、手話のできる介護支援専門員を配置している指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合
 - ・ 精神疾患や難病の要支援者に対し、主治医との連携の下、円滑な介護予防支援を行うため、当該要支援者が通院している医療機関併設の指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合
 - ・ 同一世帯の要介護者が指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けており、同一の指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合
 - ・ 同一世帯の要支援者が、地域包括支援センターの委託を受けた指定居宅介護支援事業者から介護予防支援を受けており、同一の指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合
 - ・ 過去に要介護（要支援）と認定されていた期間があつて、当該機関に居宅介護支援（又は介護予防支援）を担当していた指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援を担当することが適当と認められる場合
 - ・ 本人又は家族が、地域包括支援センターによる介護予防支援の実施を拒否している場合